

## 第 8 章 型枠支保工、足場等の倒壊等による危険の防止

### 第 1 節 通 則

(この章の目的)

**第112条** この章の規定は、型枠支保工の組立て若しくは解体の作業、足場の組立て、解体若しくは変更の作業又はコンクリート造の工作物の解体若しくは破壊の作業を行うことにより発生する倒壊による作業者の危険の防止及び材料の仮置き、取扱い又は運搬の作業を行うことにより発生する飛来・落下による作業者の危険の防止を目的とする。

### 解 説

建設工事では、型枠支保工組立て等作業、足場組立て等作業などの仮設工事が、工事全体の安全向上に大きくかかわり、また、その作業そのものの安全確保も求められる。

また、近年、老朽化したコンクリート造工作物の解体等作業は、増加傾向にあり、この作業に伴う労働災害発生も後を絶たない状況にある。

これら作業では、建設業における三大災害の一つである倒壊災害の発生もみられる。

一方、これらの工事では、物体の飛来落下災害防止についても、適正な対応が必要である。

この章は、型枠支保工組立て等作業・足場組立て等作業、コンクリート造工作物の解体等作業により発生する倒壊による危険防止を図ること、材料の仮置き、取扱い等における飛来落下による危険防止を図ることを目的とし、必要な安全措置を第113条から第138条まで定めている。

第112条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
型わく支保工関連	安衛則第237条～第247条
足場関連	安衛則第559条～第575条の8
コンクリート工作物の解体等関連	安衛則第517条の14～第517条の19
飛来落下関連	安衛則第537条～第539条

(悪天候時における作業の禁止)

**第113条** 会員は、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、危険が予想される場合には、前条に規定する作業を行ってはならない。

## 解 説

第113条は、悪天候時における型枠支保工組立て等作業、足場組立て等作業、コンクリート造工作物の解体等作業、材料の仮置き取扱い等作業を禁止することを定めている。

「材料の仮置き・取扱い・運搬作業」を特定しての悪天候時の作業禁止は、自主基準である。

悪天候による危険が予想される場合は、事前に足場からシートを外す、仮置き材をロープ、シートでしっかり覆う、倒壊を防止する控えを取るなどの措置と確認をし、かつ、あらかじめ作業中止基準を定めた上で、これに基づき作業を中止することが必要になる。

悪天候後における作業再開時は、危険個所がないかを再確認し、危険個所については補修等を実施した後でなければ、通常作業に作業者を就かせてはならない。

なお、中震以上の地震発生後の作業再開時は、上述と同様の措置をすることが必要である。

本条の悪天候時の作業禁止は、型枠支保工組立て等作業の安衛則第245条、足場組立て等作業の安衛則第564条、コンクリート造工作物の解体等作業の第517条の15と同等の定めである。安衛則第522条においては、高さ2m以上の箇所の作業で悪天候のため作業の実施に危険が予想されるときは、作業禁止する定めがある。防止規程では悪天候時の作業禁止を第19条に定めている。

	作業中止基準				
	風速	天候	地震	大雪	落雷
仮設工事					
土工事					
鉄骨工事					
クレーン作業					

第113条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
型枠支保工の組立て等の作業	安衛則第245条第2号
足場の組立て等の作業	安衛則第564条第3号
コンクリート造の工作物の解体等の作業	安衛則第517条の15第2号
悪天候等の作業禁止	安衛則第522条
強風・大雨・大雪等	昭46.4.15基発第309号通達

## 第2節 型枠支保工の倒壊による危険の防止

(組立図)

**第114条** 会員は、型枠支保工を組み立てる場合には、あらかじめ、次の各号に掲げる事項について組立図を作成し、かつ、当該組立図により、型枠支保工の組立て等作業主任者の直接指揮のもとに組み立てさせなければならない。

- (1) 基礎の構造
- (2) 支柱、はり、つなぎ、筋かい等の部材の配置及び寸法
- (3) 部材の緊結の方法及び取付けの順序
- (4) 水平移動の防止の方法

### 解説

第114条は、安衛則第240条組立図、第247条型枠支保工の組立て等作業主任者の職務の項と同等の定めであるが、組立図に織り込むこととして、(1)基礎の構造、(4)水平移動の防止の方法を明確にした部分は自主基準である。

型枠支保工を組み立てる場合は、組立図を作成することと、その組立図の不備による倒壊災害防止のため、構造設計・強度計算に基づき、組立図には、接合の方法、組立て寸法、水平方向への変位防止措置など含めることを定めている。

(1)の「基礎の構造」では、支柱の沈下・滑動防止として、敷板、根がらみ等の配置など措置を明確にする。

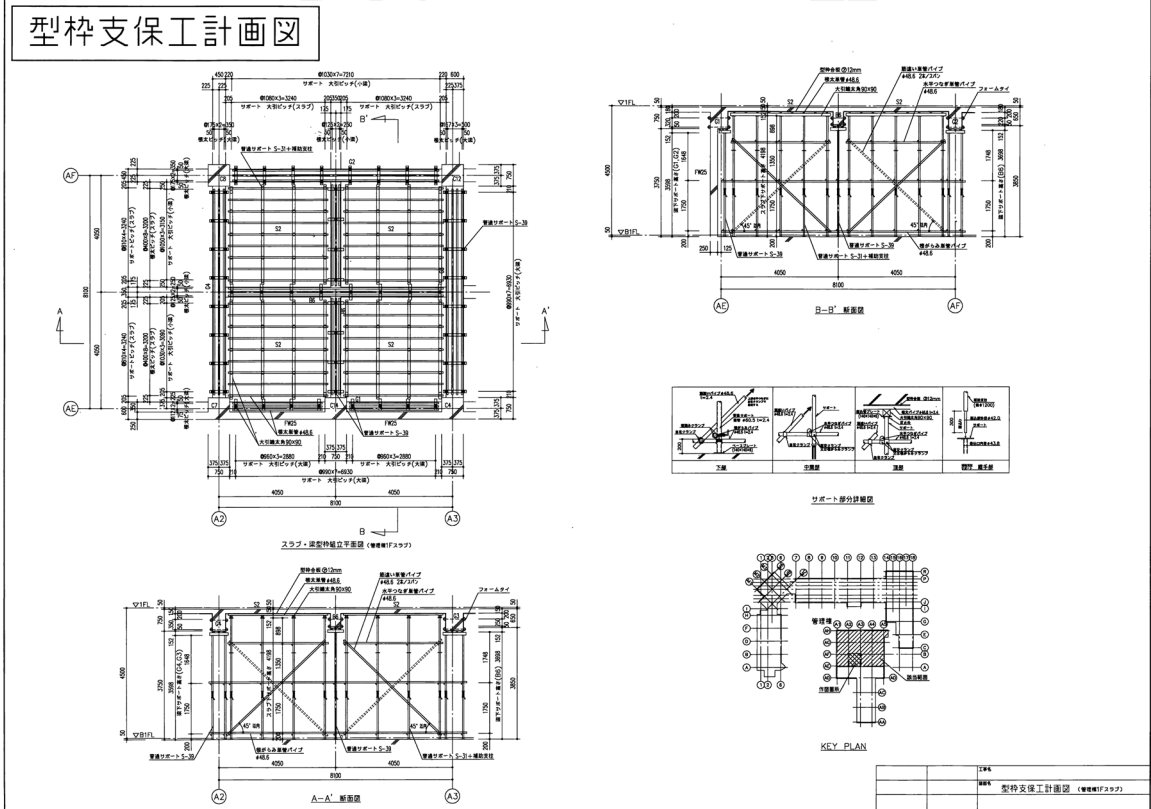
(2)の「部材の配置及び寸法」では、支柱、はり、つなぎ、筋かい等の配置がある。寸法はこれらの位置関係を明確にする。

(3)の「緊結の方法及び取付け順序」では、支柱の継手、部材交差部の接合方法（溶接・ボルト締め・緊結金具等による方法）などと、それらの取付け順序を明確にする。

(4)の「水平移動の防止方法」では、チェーン・控えによる柱・壁の補強方法、鋼管枠は水平つなぎと布の配置、はりで構成されるものは両端部の固定方法、横振れ防止措置などを明確にする。

なお、ビル建築工事などでの組立図は、例えばA階とB階が近似している場合があるので、この場合は、A階の組立図をもって、B階の組立図とすることができる（昭38.6.3基発第635号）。

さらに、本条は、詳細な組立図がありながら施工が組立図どおりでなかったための倒壊災害防止のため、型枠支保工組立て等作業主任者の直接指揮のもとで、組立図に基づいた型枠支保工を組み立てさせることを定めている。



☆用語の意味☆

- ・ 「筋かい等」の「等」には、控え、布わくなどがある。
- ・ 「型枠支保工組立て等作業主任者」の「等」には、解体がある。

第114条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
型わく支保工の構造	安衛則第239条
組立図	安衛則第240条
許容応力の値	安衛則第241条
型枠支保工についての措置等	安衛則第242条
型枠支保工の組立て等作業主任者の選任	安衛則第246条
型枠支保工の組立て等作業主任者の職務	安衛則第247条
関連する通達（解釈例規）	昭38.6.3基発第635号 昭43.9.16基収第3523号 平4.8.24基発第480号など

本節に関連する建災防頒布の参考図書

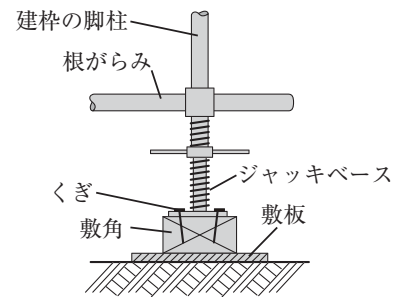
図 書 名
「改訂版 型枠及び型枠支保工組立て・解体工事の作業指針」

(基礎)

**第115条** 会員は、地盤が軟弱な箇所で型枠支保工を組み立てる場合には、敷板及び敷角の使用、ぐり石つき固め、コンクリートの打設、くい打込み等により支柱の沈下を防止しなければならない。

## 解 説

第115条は、地盤が軟弱な箇所に型枠支保工を組み立てる場合の支保工（支柱）の沈下による型枠支保工の変位を防止するため、敷板及び敷角の使用、コンクリートの打設などの措置を講ずることを定めている。本条は、安衛則第242条と同等の定めである。



枠組式型枠支保工の基礎部

### ☆用語の意味☆

- ・ 「くいの打込み等」の「等」には、地盤の転圧などの措置がある。

#### 第115条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
型枠支保工についての措置等	安衛則第242条第1号

(脚部の滑動防止)

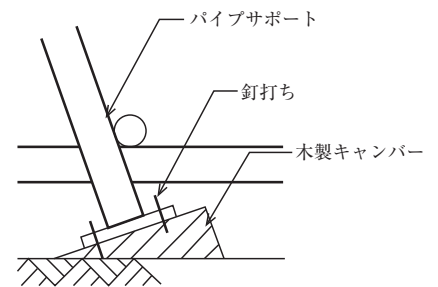
**第116条** 会員は、支柱の脚部の滑動を防止しなければならない。特に地盤が傾いている場合又は支柱を斜めにして使用する場合には、くさびを用い、根がらみを取り付ける等の方法により、支柱の脚部の滑動を防止しなければならない。

## 解 説

第116条は、地盤が傾いている場合、支柱を傾斜させ使用する場合に、支柱脚部の滑動防止のため、くさび（キャンバー）、根がらみを取り付ける等の措置をすることを定めている。

本条は、安衛則第242条と同等の定めであるが、傾斜での対応を特定し、規定した点は自主基準である。

なお、平らな面に支柱を設置する場合においても、支柱の滑動を防止するため脚部の固定、根がらみの取付けが必要である。また、規定はしていないが、支柱の上端部についてもくぎ等による滑動防止の措置を講じるとよい。



支柱傾斜のキャンバー使用

### ☆用語の意味☆

- ・ 「根がらみを取付ける等」の「等」には、ピボットの使用がある。

#### 第116条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
型枠支保工についての措置等	安衛則第242条第2号

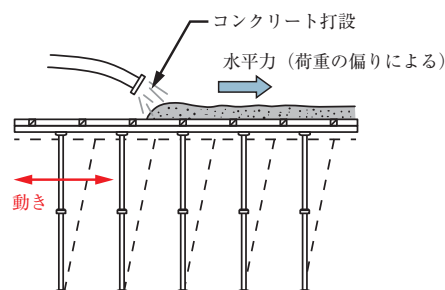
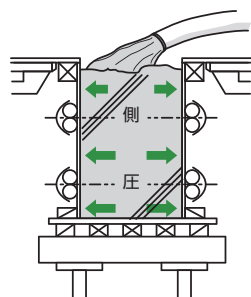
(コンクリートの打設)

**第117条** 会員は、コンクリートを打設する場合には、型枠支保工に偏荷重がかからないように打設計画を定め、かつ、当該計画により作業を行わなければならない。

## 解 説

第117条は、自主基準であり、コンクリートの打設時は、コンクリートの偏りによる荷重により型枠支保工の倒壊のおそれがあるので、コンクリートポンプ車の配置・配管方法、コンクリートの打設方法・順序、関係者以外の立入禁止、型枠支保工の点検項目、時期などを定めるコンクリート打設計画を決め、その計画により作業を行うことを定めている。

なお、コンクリート打設時は、コンクリートの偏りによる水平荷重、機械振動、打設時の衝撃など荷重、壁や柱には側圧などさまざまな力が作用する。これらの荷重に対して耐えられるよう型枠支保工が設計され、組み立てられていることが必要である。また、コンクリート打設前は、安衛則第244条の定めに従い、型枠支保工を点検し、異常を認めたときは補修することが必要である。さらに、コンクリート打設中に異状が認められたときは作業を中止することが必要である。



第117条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
コンクリートの打設の作業	安衛則第244条



(取扱い及び保守)

**第118条** 会員は、型枠支保工に用いる部材の取扱い又は保守管理については、次の各号に掲げるところによらなければならない。

- (1) 損傷、曲り等が生じるような乱暴な取扱いをしないこと。
- (2) 損傷又は変形の著しいものは、取替え又は修理すること。
- (3) さびを落とし、塗装すること。
- (4) ねじ部分の付着物を取り除き、塗油すること。

## 解 説

第118条は、自主基準であるが、安衛則第237条では型枠支保工の材料は、著しい損傷、変形、腐食のあるものは使用してはならないことが定められている。

型枠支保工に用いる部材は、繰り返し使用されるため、使用する回数が増すと局部的な損傷、劣化が生じ、不良な部材の使用は型枠支保工全体の倒壊につながるおそれがあるので、次の(1)から(4)の部材の取扱い及び保守管理により、常時、適正な部材を使用するために定めたものである。

(1)は、部材を乱暴に扱わないこと。

(2)は、損傷（さびなどによる劣化を含む）、曲がり、変形等の著しいものは、使用せず取替える、修理できるものは修理すること。

(3)は、さびを落とした後の塗装は、防錆力のある塗料により補修すること。

(4)は、パイプサポート、ジャッキベースなどのねじ部分は付着物を拭き取りなどで除去し、注油を行うこと。

但し、緊結金具（クランプ）については、注油しすぎると低いトルクで余分な締め付けがおこるので、ボルトの切断（又はねじ切れなど）、ふたの変形等が起こることがある。ボルトがさびていると所定の締め付けトルクであっても、締め付け力が不足することがある。

経年部材の保守管理は、「経年仮設機材の管理について（平8.4.4基発第223号の2）」による「経年仮設機材の管理指針」により保守管理することが必要である。また、（一社）仮設工業会から「経年仮設機材の管理に関する技術基準と解説」が発行されている。これらを参考に、経年仮設機材の適切な管理がなされることが必要である。

### ☆用語の意味☆

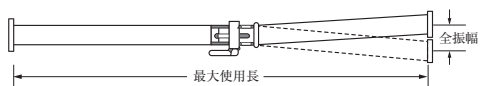
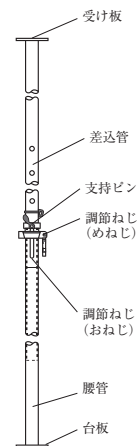
- ・ 「曲がり等」の「等」には、変形、き裂、腐食等がある。



[参考] 経年仮設機材の管理指針からパイプサポートの部位別選定法

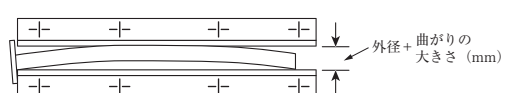
部位及び項目	a (要整備)	b (要修理・要整備)	c (廃棄)
イ. 全体変形 そり・ねじれ	なし又はわずか		矯正不可能なもの
ロ. 受板のふれ	最大使用長の55分の1 以下のもの		最大使用長の55分の1を 超えるもの
ハ. 各部溶接部の亀裂・ はがれ	なし	ある程度	著しい
ニ. 全体のさび	なし又はわずか	ある程度	著しい
ホ. コンクリート等の付着	なし又はわずか	ある程度	著しい
ヘ. 受板又は台板			
(A) 亀裂	なし		あり
(B) 変形 (損傷)	なし	ある程度	著しい
(C) 板厚	5.4mm以上		5.4mm未満
ト. 差込管			
(A) 曲がり	注1の種類ごとの値未満 のもの	注1の種類ごとの値以上 のもの	注1の種類ごとの値以上 で矯正不可能なもの
(B) 亀裂	なし		あり
(C) へこみ (打こん)	なし又はわずか		4.0mm以上
(D) ピン穴の変形	なし又はわずか		著しい
(E) 管厚	2.2mm以上		2.2mm未満
チ. 支持ピン等			
(A) 曲がり (損傷)	なし	あり	
(B) 錆の異常	なし又はわずか	脱落又は損傷	
(C) ピンの直径	11.0mm以上	11.0mm未満	
リ. 調節ねじ (めねじ)			
(A) ねじ部の磨耗	なし又はわずか	著しい	
(B) 亀裂	なし	あり	
(C) ハンドル及び取付部 の異常	なし	脱落又は損傷	
ヌ. 調節ねじ (おねじ)			
(A) ねじ部の磨耗	なし又はわずか		著しい
(B) 亀裂	なし		あり
(C) 溝穴の変形	なし又はわずか		著しい
(D) キャップの異常	なし	脱落又は損傷	
ル. 腰管			
(A) 曲がり	なし又はわずか		著しい
(B) 亀裂	なし		あり
(C) へこみ (打こん)	なし又はわずか		6.0mm以上
(D) 管厚	2.0mm以上		2.0mm未満

注1. 差込管の曲がりが「種類ごとの値未満」とは、次表のパイプサポートの種類に応じ「値(曲がりの大きさmm)」  
の欄に示す値未満のことをいい、その測定については、次図のように行うものとする。  
注2. 差込管又は腰管部の著しいへこみとは、差込管にあっては深さ4mm以上、腰管部にあっては深さ6mm以  
上の大きさをいう。  
注3. 「受板のふれ」とは、腰管部を固定して最大使用長の長さに伸ばした場合における受板の上端部の中心の  
全振幅の最大値をいい、下図のような測定によるものをいう。  
注4. 部位の名称は、右図による。



種類ごとの曲がりの大きさ

種類	最大使用長 (mm)	値 (曲がりの大きさmm)
1種	3,850以上4,000未満	6
2種	3,350以上3,500以下	5
3種	2,950以上3,100以下	4
4種	2,550以上2,700以下	4
5種	2,200以下	3



第118条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
材料	安衛則第237条
経年仮設機材の管理について (経年仮設機材 の管理指針)	平 8. 4. 4 基発第223号の 2

(作業主任者の選任等)

**第119条** 会員は、型枠支保工の組立て又は解体の作業を行う場合には、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任し、法令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

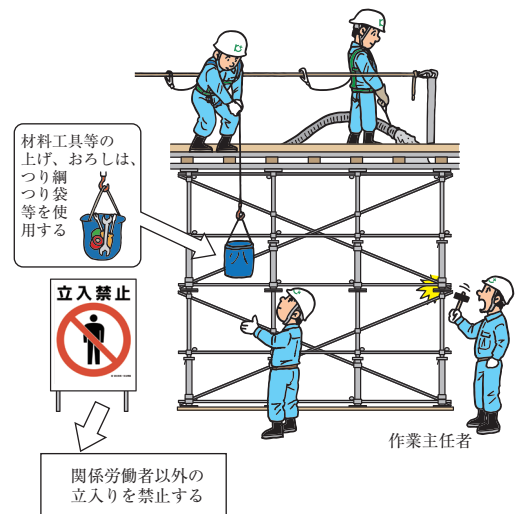
- (1) 部材、工具類の上げ下ろしを行う場合には、作業者がつり綱、つり袋等を使用していることを確認すること。
- (2) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

## 解 説

第119条は、安衛則第245条、第246条、第247条と同等の定めである。

本条は、型枠支保工の組立て等の作業を行う場合、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任し、安衛則第247条の職務に加え、(1)、(2)の職務を行うことを定めたものである。

なお、(1)、(2)の職務は、安衛則第245条の措置事項であるので、型枠支保工の組立て等作業主任者は、この措置事項を必ず遂行することが必要である。



第119条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業主任者、作業主任者を選任すべき作業	安衛法第14条、安衛法施行令第6条第4号
型わく支保工の組立て等の作業	安衛則第245条
型枠支保工の組立て等作業主任者の選任	安衛則第246条
型枠支保工の組立て等作業主任者の職務	安衛則第247条

### 第3節 足場の倒壊による危険の防止

(作業計画等)

**第120条** 会員は、足場の組立て等を行う場合には、足場の倒壊、作業中の墜落等を防止するため、あらかじめ、作業の方法、順序等の作業計画を定め、かつ、当該計画にしたがって作業を行わなければならない。

#### 解 説

第120条は、自主基準であり、足場の組立て等では、作業計画として、足場の概要、有資格者、作業方法・順序、使用保護具、図面（構造図、交差部・継ぎ手部の詳細図など）、リスクとリスク低減措置内容などを盛り込んだ足場作業計画書を作成し、元請と足場組立て等工事業者と内容検討のための打合わせを行い、決定した足場作業計画に基づいて作業を行わなければならないことを定めたものである。

なお、つり足場、張り出し足場及び高さ10m以上の構造の足場で、かつ、設置期間が60日以上のものは、安衛法第88条による計画の届出を、所轄労働基準監督署に届出ることが必要になる。届出の際には、足場の種類、構造、材料等足場の概要、組立図、平面図、構造図、立面図、特殊な構造の場合などは強度計算書が必要になるとともに、組立て等作業の手順書、留意事項などが求められている。

届出が必要となる足場の場合は、このような書類を足場の作業計画とすることも可能であるが、届出の必要でない足場についても、できる限り、届出と同程度の内容の作業計画書を作成するよう努めていくことが望まれる。

#### ☆用語の意味☆

- ・ 「倒壊、作業中の墜落等」の「等」には、墜落、飛来落下等がある。
- ・ 「作業の方法、順序等」の「等」には、図面、有資格者、使用保護具等がある。

第120条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
計画の届出等	安衛法第88条第1項、安衛則第85条、第86条他
足場	安衛則第559条～第575条の8

本節に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「足場の組立て等工事の作業指針」
「改訂版 足場の組立て等作業の安全—能力向上教育用テキスト—」
「足場の組立て等作業従事者必携（特別教育用テキスト）」
「手すり先行工法等に関するガイドラインの活用」
「足場先行工法等に関するガイドラインの活用の手引」

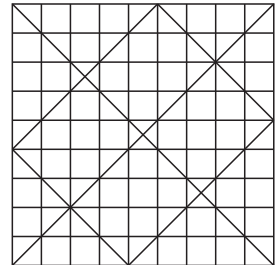
(交さ筋かいを取り外す際の補強)

**第121条** 会員は、枠組足場の交さ筋かいを取り外すことにより倒壊するおそれがある場合には、あらかじめ、交さ筋かいを取り外す構面に大筋かいを設ける補強等の措置を講じなければならない。

## 解 説

第121条は、自主基準であり、枠組足場の壁側 (= 躯体側) の筋かい (= 交さ筋かい) を取り外し使用する場合、その構面に大筋かいを設ける補強等する措置を講じることを定めている。

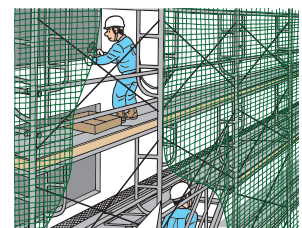
産業安全研究所(現(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所)の「枠組足場の変則使用における座屈強度に関する研究」においては、壁面側の交さ筋かいを取り外す場合は、以下の項目が、まとめ(6)で示されているので、このような扱いを検討していくことが必要である。



大筋かいで補強した状態

- a) 5層ごとの各スパン、5スパンごとの各層及び最下層の各スパンの交さ筋かいを取り外すことは好ましくないこと。
- b) 各層、各スパンに建わく幅に近いわく幅の布わくを必ず設けることが望ましいこと。
- c) 交さ筋かいの取り外しは、原則として足場一構面に対し60%以下に留めておくことが望ましいこと。
- d) 上記 a)、b)、c) の条件における片面交さ筋かいの枠組足場の許容荷重は、簡易枠による枠組足場で、両面交さ筋かいの場合の90%、標準枠による枠組足場で70%を超えない範囲で設定することが望ましいこと。
- e) 止むを得ず足場の全層、全スパン交さ筋かいを取り外す必要がある場合であっても、足場の最下層及び両側端のスパンの各層については交さ筋かいを取り外してはならない。その場合の枠組足場の許容荷重は簡易枠による枠組足場で両面交さ筋かいの場合の75%、標準枠による枠組足場で55%を超えない範囲で設定することが望ましいこと。

なお、作業の性質により、臨時に1枠部分のみ交さ筋かいを取り外す場合、左右方向・上下方向の布わく(床付き布わく)を外さず、作業終了後は速やかに交さ筋かいをもとの位置に復旧することが必要である。



作業の性質上、やむを得ず交さ筋かいを外す場合は、作業終了後に復旧する。

### ☆用語の意味☆

- ・ 補強等の措置の「等」には、上記の a) ~ e) の措置がある。

### 第121条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業床	安衛則第563条
鋼管規格に適合する鋼管足場	安衛則第571条
枠組足場の変則使用における座屈強度に関する研究	産業安全研究所(現(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所)技術資料RIISTN-84-3昭60.2.20

(防護柵等を設ける際の壁つなぎ)

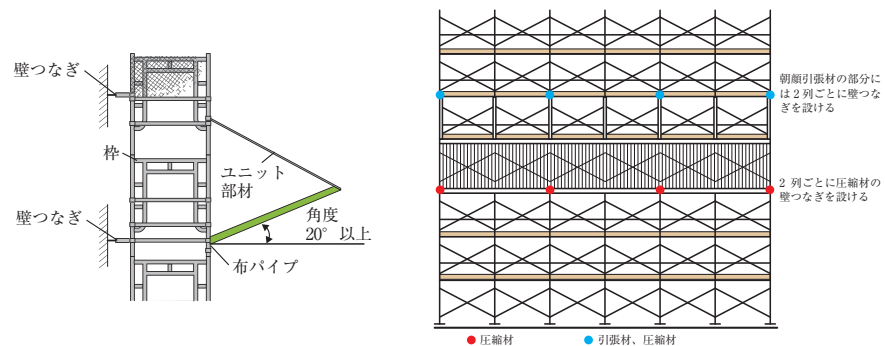
**第122条** 会員は、足場に防護柵（朝顔）、架設通路等を設ける場合には、その取り付け部付近の足場部分に壁つなぎを密に設けなければならない。

## 解 説

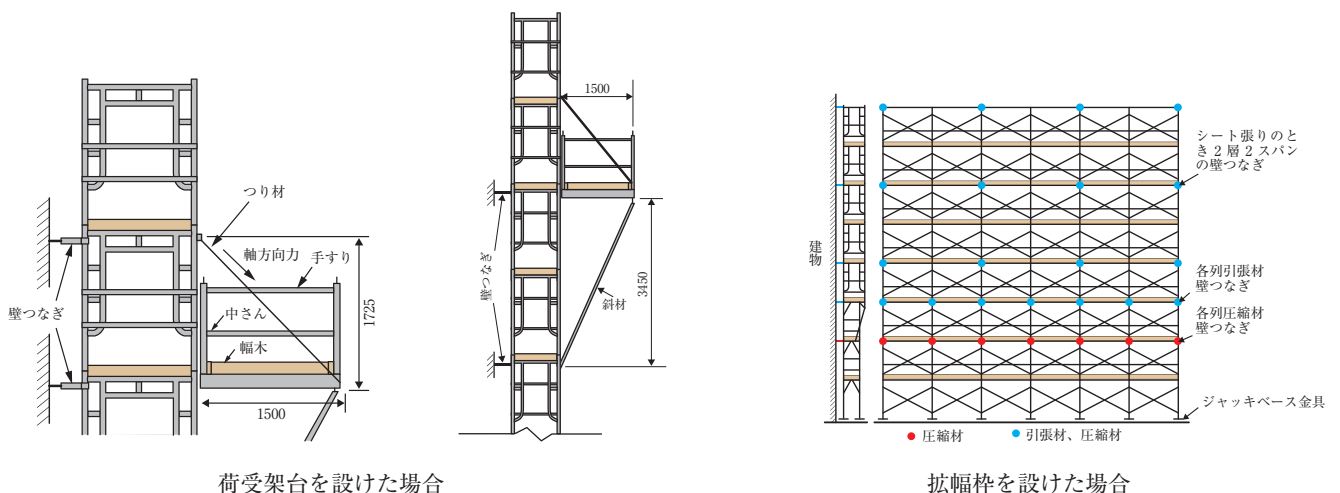
第122条は、自主基準であり、足場に防護柵や、躯体内部への渡るための架設通路等を設ける場合は、足場倒壊防止のため、その箇所に壁つなぎを密に設け、補強することを定めているものである。

一般に、次のような場合は、壁つなぎ等の補強が必要になる。

- ・ 防護柵を足場に設けた場合は、取り付け部付近の足場部分に、壁つなぎ間隔を密にして取り付けること。
- ・ 仮設通路、内部昇降階段などは、その付近の壁つなぎを密に取り付けること。
- ・ 荷受架台を足場に設けた場合は、梁材、斜材、つり材の基部に、必ず壁つなぎを取り付けること。
- ・ 拡幅枠を設けた足場は、壁つなぎを密に取り付ける。
- ・ 足場に出入口用の開口箇所を設ける場合は、開口箇所のコーナー部、コーナーとコーナーの間に必ず壁つなぎを取り付けること。
- ・ シート等を足場に取り付ける場合は、風荷重を考慮し、通常より壁つなぎを密に取り付けること。



防護柵を設けた場合



荷受架台を設けた場合

拡幅枠を設けた場合

☆用語の意味☆

- ・ 架設通路等の「等」には、足場に荷受架台を設ける、拡幅枠を設ける、出入口用の開口部を設けることなどがある。

第122条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
丸太足場（壁つなぎ関係含む）	安衛則第569条
鋼管足場（壁つなぎ関係含む）	安衛則第570条

(壁つなぎの取り付け方法)

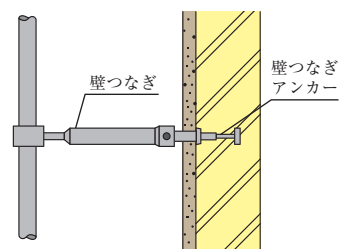
**第123条** 会員は、壁つなぎを設ける場合には、建地と布との交さ部に接近した位置で、足場面に対して直角に取り付けなければならない。

**2** 会員は、壁つなぎを設ける場合には、メッシュシートの取り付け等、強風による被害を防止するための措置について検討を行い、その結果に基づいて壁つなぎの取り付け間隔を決定するものとする。

## 解説

第123条は、自主基準であり、壁つなぎによる足場の座屈防止や、倒壊防止の機能を有効に活かすために、建地と布の交さ部又はその部に近い位置で、かつ、足場面に対し、壁つなぎを直角になるよう取り付けることを定めたものである。

第2項は、外面に設置したメッシュシート等が強風により足場の倒壊を防止するために設けた自主基準である。



### ☆用語の意味☆

- ・ メッシュシート等の「等」には防音パネル、飛散防止ネットが含まれる。

第123条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
丸太足場（壁つなぎ関係含む）	安衛則第569条
鋼管足場（壁つなぎ関係含む）	安衛則第570条



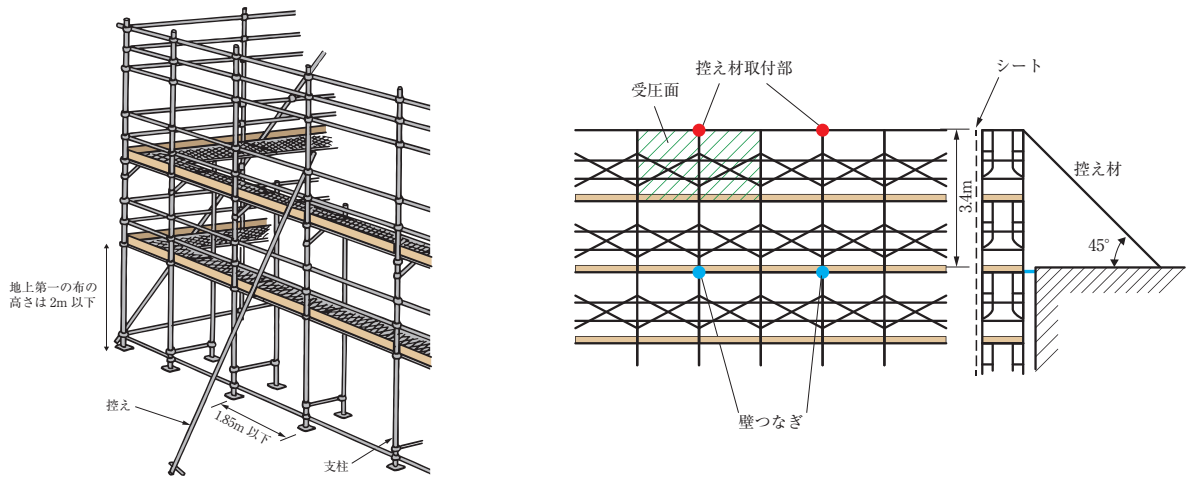
(壁つなぎ等を取り外す際の補強)

**第124条** 会員は、壁つなぎを取り外す場合には、あらかじめ、取り外す箇所に控え柱を設ける補強等により足場を支持する措置を講じなければならない。

## 解説

第124条は、自主基準であり、足場の自立性を確保し倒壊防止を図るため、壁つなぎを外す場合には、控え柱を設ける補強等を行うことを定めたものである。

なお、足場を躯体より先行した場合などについても、控え等で足場を補強することが必要である。



### ☆用語の意味☆

- 「控え柱を設ける補強等」の「等」は、控え索などで足場を支持する方法がある。

第124条と安衛法令等の関係

区	分	安衛法令等
丸太足場	(壁つなぎ関係含む)	安衛則第569条
鋼管足場	(壁つなぎ関係含む)	安衛則第570条

(建設用リフト等の取り付け、出入口を設ける際の補強)

**第125条** 会員は、足場に建設用リフト又は工事用エレベーターのガイドレール等を取り付ける場合には、あらかじめ、斜材、垂直材、水平材等を用いて足場を補強しなければならない。

**2** 会員は、足場の建地又は建枠の一部を外して出入口を設ける場合には、あらかじめ、出入口上部を斜材、梁枠等で補強し、かつ、出入口の建地又は建枠を足場用鋼管等で補強しなければならない。

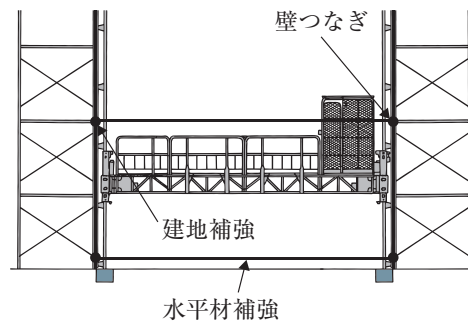
## 解説

第125条は、自主基準である。

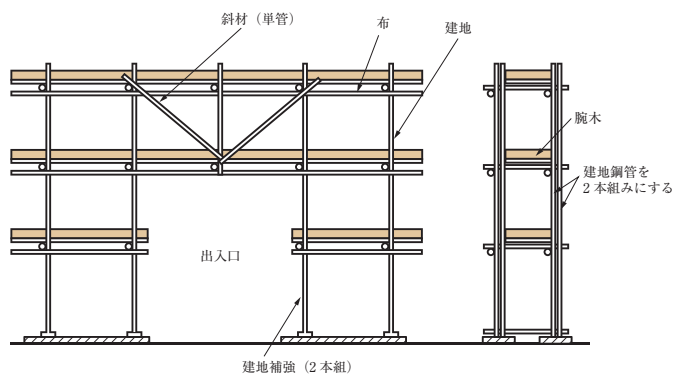
第1項は、足場に建設用リフト、工事用エレベーターによる荷揚設備を設置するためのガイドレール等を取付ける場合は、斜材、垂直材、水平材等を用いて足場を補強することを定めている。補強の方法は、荷揚設備設置の足場周辺に壁つなぎを2層2スパン以下に設ける、「建地又は建枠の支柱」を足場用鋼管で、床面を水平支持材で補強するなどの方法がある。「建地又は建枠の支柱」と「足場用鋼管」の緊結は、緊結金具で3箇所以上固定する。

第2項は、足場に出入口を設ける場合は、足場の倒壊を防止するため、出入口の上部を斜材、梁枠等で補強し、かつ、出入口の建地又は建枠の支柱を足場用鋼管等で補強することを定めている。「建地又は建枠の支柱」と「足場用鋼管」の緊結は、緊結金具で3箇所以上固定する。

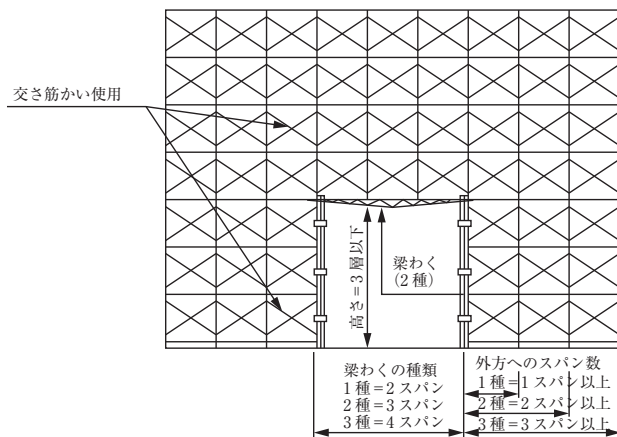
枠組足場に梁枠を設ける場合は、幅4スパン以下、高さ3層以下とし、「梁枠の種類と開口部支持部からの外方へのスパン数」、「枠組足場用手すり枠を用いる場合の梁枠上の交さ筋かいを必要とする層数」の関係を下表に示す。



ガイドレールの補強の例



単管本足場の補強の例



足場用手すり枠を用いた梁枠の補強の例

<梁枠の種類と開口部支持部からの外方へのスパン数>

梁枠の種類	開口部端の支持部から外方へのスパン
1種（2スパン用）	1スパン以上
2種（3スパン用）	2スパン以上
3種（4スパン用）	3スパン以上

<枠組足場用手すり枠を用いる場合の梁枠上の交さ筋かいを必要とする層数>

梁枠上の枠組足場の全層数	梁枠直上及び梁枠のレベル上の両端の両構面に交さ筋かいの設置が必要となる層数
1種（2スパン用）	1層以上
2種（3スパン用）	2層以上
3種（4スパン用）	3層以上

なお、足場には、コンクリート圧送用の配管等を取り付けることもあり、これらの取り付け箇所の補強（壁つなぎを密に、建地の補強など）、建地への堅固な固定などにも留意することが必要である。

#### ☆用語の意味☆

- ・ 建設用リフト又は工事用エレベーターのガイドレール等の「等」には、荷上構台などガイドレールが含まれる。
- ・ 「斜材、垂直材、水平材等」の「等」には、壁つなぎがある。
- ・ 「斜材、梁枠等」の「等」には、同等の性能をもつ梁材がある。
- ・ 「足場用鋼管等」の「等」には、同等の性能をもつ鋼材がある。

#### 第125条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
計画の届出等	安衛法第88条第1項、安衛則第85条、第86条、クレーン則第140条、第174条他
作業構台	安衛則第575条の2～第575条の8
エレベーター	クレーン則第5章
建設用リフト	クレーン則第6章

(作業主任者の選任等)

**第126条** 会員は、法令に定める足場の組立て等の作業を行う場合には、足場の組立て等作業主任者を選任し、法令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

- (1) 手すり等、筋かい、壁つなぎ等の取り付けが有効であることを確認すること。
- (2) 部材、工具等の上げ下ろしを行う場合には、作業者がつり綱、つり袋等を使用していることを確認すること。
- (3) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

**2** 会員は、前項に規定する足場の組立て等作業主任者を選任することを要しない作業について作業指揮者を指名し、その者に前項各号に掲げる事項を行わせなければならない。

## 解 説

第126条は、第1項において、第566条の足場組立て等作業主任者の職務に加え、自主基準として、(1)では、足場の構造上重要な部材である手すり等、筋かい、壁つなぎ等の取り付け状態の有効性を確認すること、

(2)では、足場部材や足場組立て等に使用する工具等が、上げ下ろし時に落下することのないよう、つり綱、つり袋等を使用していることを確認すること、

(3)では、関係する作業員以外の者が、足場組立て等作業の周辺に立ち入っていないかを確認することを、足場組立て等作業主任者の職務として定めたものである。

第2項は、足場の組立て等作業主任者の選任が、安衛法施行令第6条において、つり足場、張り出し足場及び高さ5m以上の足場となっていることから、高さ5m未満の足場であっても足場の組立て等作業においては、作業指揮者を指名し、安衛則上の職務（安衛則第566条）及び(1)～(3)の職務を行わせるようにすることを定めたものである。第2項は自主基準である。

安衛則第529条において、作業主任者の選任を要さない、足場を含む建築物等の組立て、解体又は変更のある作業で、墜落の危険のあるときは、作業指揮者を選任することが必要になる。

なお、本条に加え、第29条では、作業指揮者に対し、次の(1)～(4)の事項を行わせるよう定めているので、足場における作業において同作業指揮者に対応させることが必要である。

また、足場組立て等作業主任者に対しても、安衛則第566条の職務と重複する部分があるが、(1)～(4)に対応させていくことが望まれる。

- (1) 作業員が、作業に適した安全帯、保護帽及び安全靴等の履物等を着用していることを確認すること。
- (2) 墜落のおそれがある作業箇所、作業状態において、作業員が、安全帯を適切に使用していることを確認すること。
- (3) 足場上の材料、工具等の飛来・落下を防止するため、足場上の整理整頓の状況を確認すること。
- (4) 足場の作業床に載せてある物が表示された最大積載荷重等を超過していないことを確認すること。

☆用語の意味☆

- ・ 「作業主任者の選任等」の「等」には、職務がある。
- ・ 「足場の組立て等」の「等」には、変更、解体がある。
- ・ 「手すり等」の「等」には、手すり枠、交さ筋かい、中棧、下棧、幅15cm以上の幅木などがある。
- ・ 「壁つなぎ等」の「等」には、作業床、昇降設備などがある。
- ・ 「つり袋等」の「等」には、つり網などがある。

第126条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業主任者、作業主任者を選任すべき作業	安衛法第14条、安衛法施行令第6条
足場の組立て等の作業	安衛則第564条
足場の組立て等作業主任者の選任	安衛則第565条
足場の組立て等作業主任者の職務	安衛則第566条
点検	安衛則第567条
建築物等の組立て、解体又は変更の作業	安衛則第529条
注文者の足場についての措置	安衛則第655条

## 第4節 鉄筋コンクリート(RC)造・鉄骨(S)造・鉄骨鉄筋コンクリート(SRC)造の 工作物の解体又は破壊等による危険の防止

(調査及び作業計画)

**第127条** 会員は、コンクリート造の工作物の解体又は破壊（高さ5 m以上のものに限る。以下同じ。）の作業を行う場合には、あらかじめ、当該工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等を調査し、その結果に基づき、次の各号に掲げる事項を含む作業計画を定め、かつ、当該作業計画により作業を行わなければならない。

- (1) 作業の方法及び順序
- (2) 使用する機械等の種類及び能力
- (3) 控えの設置、立入禁止区域の設定その他の外壁、柱、はり等の倒壊、又は落下による作業者の危険を防止するための方法

### 解 説

第127条は、安衛則第517条の14と同等の定めである。

コンクリート造の工作物の解体作業主任者の選任が必要となる高さ5 m以上のコンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業では、不意の倒壊防止、解体中の飛来・落下災害防止等のため、あらかじめ、工作物の形状、き裂の有無、周囲の状況等の調査を行い、その結果に基づき、作業計画を定め、作業を行わなければならないことを定めている。

事前調査の内容には、工作物の形状、き裂（クラック）の有無とその程度、作業を行う周辺の状況などがあるが、これらは、解体工法の選定とともに、解体する工作物の倒壊や、飛来落下災害を防ぐための措置を決めるための重要事項である。

作業計画に定める事項は、事前調査の結果から採用する解体工法に対し、(1)では、解体作業の方法及び順序、(2)では、使用する機械等の種類及び能力、(3)では、労働災害防止のため必要な控えの設置、立入禁止区域の設定、外壁、柱、はり等の倒壊、又は落下による作業者の危険を防止するための方法を定めている。

なお、定めた作業計画を適正に遂行するには、同計画を関係作業員等に周知することが必要である。

平成15年3月には、静岡県でビル解体作業中に外壁が道路上に崩落し、一般の通行者を含む多くの死傷者が発生した。外壁を建築物内側に引き倒そうとした際に、鉄筋コンクリート造と鉄骨造の接合部から崩壊したものであり、要因のひとつとして、鉄骨柱のアンカーボルトの強度不足があげられている。なお、この災害に対応して、「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」（平成15年7月3日 国土交通省）が、関係業界、地方公共団体等に対し通知されている。





☆用語の意味☆

- ・ 「周辺の状況等」の「等」には、架空電線、ガス・水道等埋設物、電気配線、交通事情、住民環境などがある。
- ・ 「使用する機械等」の「等」は、解体工法に伴い使用させる様々な機械類をいうものである。その中には、解体用車両系建設機械、ワイヤーソー、ハンドブレーカー、溶断機、電動機械工具なども含まれる。
- ・ 「外壁、柱、はり等」の「等」には、床、桁、内壁などがある。
- ・ 「落下による作業者の危険を防止する方法」には、避難場所の確保、防網、シート、囲いの措置、立入禁止及びその表示などの措置がある。

第127条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
調査及び作業計画	安衛則第517条の14
関連する通達（解釈例規）	昭55.11.25 基発第648号
建設業における総合的労働災害防止対策	平19.3.22 基発第0322002号
建築物の解体工事における外壁の崩壊等による公衆災害防止対策に関するガイドライン	平15.7.3 国土交通省

本節に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「コンクリート工作物解体工事の作業指針」
「改訂版 木造建築物解体作業の安全」
「鉄骨造構造物解体工事の安全作業手順」
「鉄筋コンクリート造構造物解体工事の安全作業手順」
「木造家屋解体工事の安全作業手順」



(作業計画の変更)

**第128条** 会員は、作業中に、解体する工作物が、設計図書と異なること、著しく劣化していること等が判明した場合には、工事を一時中止し、作業計画を修正し、当該作業計画により作業を行わなければならない。

## 解 説

第128条は、自主基準であり、コンクリート工作物の解体作業の進行に伴い、工作物の状態が当初の設計図書と異なっていたり、事前調査した以上に、著しい劣化、損傷等が認められたり、計画した解体作業の安全性に影響を及ぼすような危険が生じたりしている場合には、解体作業に伴う労働災害を防止するために、一旦作業を中止し、解体作業計画を見直し、修正した作業計画に基づき作業をすることを定めたものである。



なお、修正した作業計画を適正に遂行するには、同計画を関係作業者に周知することが必要である。

### ☆用語の意味☆

- ・ 「劣化していること等」の「等」には、損傷、欠落、き裂、腐食などがある。

#### 第128条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
調査及び作業計画	安衛則第517条の14
関連する通達（解釈例規）	昭55.11.25基発第648号
建設業における総合的労働災害防止対策	平19.3.22基発第0322002号

(作業主任者の選任等)

**第129条** 会員は、鉄筋コンクリート (RC) 造の工作物の解体又は破壊の作業を行う場合は、コンクリート造工作物の解体等作業主任者、鉄骨 (S) 造の解体又は破壊の作業を行う場合は建築物の鉄骨の組立て等作業主任者、鉄骨鉄筋コンクリート (SRC) 造の解体又は破壊の作業を行う場合はコンクリート造の工作物の解体等作業主任者及び建築物の鉄骨の組立て等作業主任者の両方の資格を有する作業主任者を選任し、法令に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を行わせなければならない。

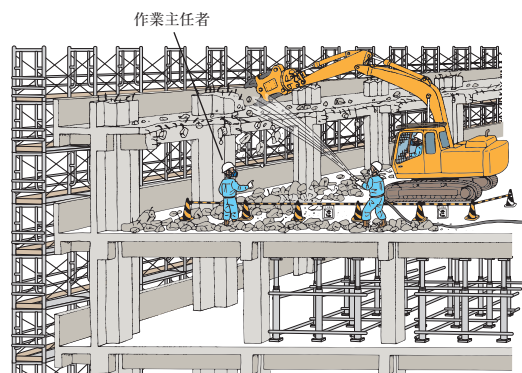
- (1) 防網、柵、控え等が有効であることを確認すること。
- (2) 発破を行う場合には、事前に危険区域内から作業者が退避したことを確認すること。
- (3) 関係者以外の者が立ち入っていないことを確認すること。

## 解 説

第129条は、安衛則第517条の4、5及び第517条の17、18に関連した定めである。

鉄筋コンクリート (RC) 造・鉄骨 (S) 造及び鉄骨鉄筋コンクリート (SRC) 造の工作物の解体等の作業を行う場合、同作業主任者を選任し、安衛則第517条の5、18の職務に加え、自主基準として、(1)~(3)の具体的な職務の遂行を定めたものである。

なお、(1)~(3)の職務は、安衛則第517条の5、18の作業の直接指揮に関わる事項の具体的な内容であり、作業指揮においては、当然に(1)~(3)の措置事項を確認しながら解体作業を進めることが必要である。



### ☆用語の意味☆

- ・ 「防網、柵、控え等」の「等」は、立入禁止区域への表示状態などが有効であるかも含まれる。

第129条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
作業主任者の選任等	安衛法第14条
作業主任者を選任すべき作業	安衛法施行令第6条第15の5号
建設物等の鉄骨の組立て等作業主任者の選任	安衛則第517条の4
建設物等の鉄骨の組立て等作業主任者の職務	安衛則第517条の5
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任	安衛則第517条の17
コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の職務	安衛則第517条の18

(防護措置)

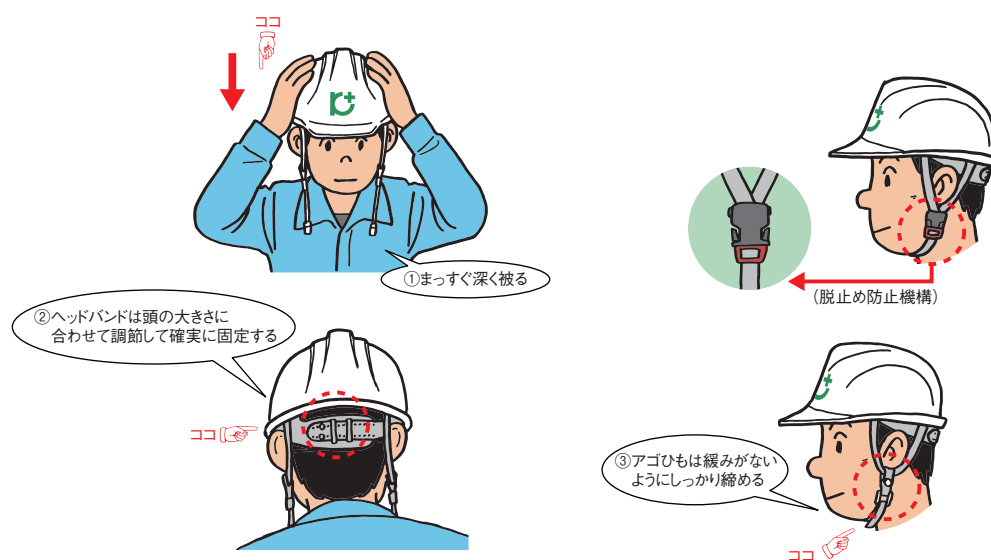
**第130条** 会員は、コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業を行う場合には、コンクリート塊、部材等の飛散又は落下を防止するため、丈夫な防網、柵等を設けなければならない。

## 解説

第130条は、安衛則第537条、第538条と同等の定めである。

本条は、コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業に着目して、同解体に伴いコンクリート塊、部材等が予期しないところに飛散又は落下して、作業者・第三者が死傷する災害を防止するために、必要な箇所に防網、柵等を設けることを定めたものである。

なお、コンクリート造の工作物の解体又は破壊の作業における作業者には、安衛則第517条の19の定めにより、同作業に伴う物体の飛散又は落下による作業者の危険を防止するため、この作業に従事する作業者に保護帽を着用させ、作業者は保護帽を着用しなければならないことが定められているので順守する。



### ☆用語の意味☆

- ・ 部材等の「等」には、金属くず、木くずなどがある。
- ・ 防網、柵等の「等」には、立入区域の設定などがある。

第130条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
物体の落下による危険の防止	安衛則第537条
物体の飛来による危険の防止	安衛則第538条
保護帽の着用	安衛則第517条の19

(爆破の際の警報措置)

**第131条** 会員は、爆破により解体又は破壊の作業を行う場合には、あらかじめ、火薬の点火時刻を定め、サイレン、笛等を用いて警報しなければならない。

## 解 説

第131条は、自主基準であり、爆破による解体又は破壊作業は、爆破に際して、時間的、場所的に作業者を安全な場所に退避させておくことが重要なことから、点火時刻を定め、サイレン、笛等を用いて警報を発し、危険の回避行動を促す措置が適切にとれるようにした定めである。



### ☆用語の意味☆

- ・ サイレン、笛等の「等」には、サイレン（ベル）と手旗の併用、現場内の放送などがある。

第131条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
発破の作業の基準	安衛則第318条
導火線発破作業の指揮者	安衛則第319条
電気発破作業の指揮者	安衛則第320条
避難	安衛則第321条

(控え等)

**第132条** 会員は、コンクリート、煉瓦等で作られた壁、塀等を解体若しくは破壊し、又は電柱、煙突等を倒す場合には、不意の落下又は倒壊を防止するための控え、やらず等を設けなければならない。

## 解 説

第132条は、自主基準である。

本条は、幅に比して長く・高いもの、材料に連結性・一体性による経年劣化等のおそれがあり、その可能性の高い次のような工作物の解体は、建設機械振動や、解体箇所から解体前箇所への力のかかり具合、或いは、かねてからあった付着等の強度が弱い箇所の存在などから、特に、不意に落下又は倒壊する可能性があるため、その解体若しくは破壊に対して、控え、やらず等を設けることを定めている。

控えがなく塀解体中に倒壊！



### ☆用語の意味☆

- ・ 「コンクリート、煉瓦等」の「等」には、ブロックがある。
- ・ 「壁、塀等」の「等」には、床、擁壁、橋脚などがある。
- ・ 「電柱、煙突等」の「等」には、サイロ、塔、水槽などがある。
- ・ 「控え、やらず等」の「等」には、補強斜材と水平材の組合せ、防護工などがある。

### 第132条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
調査及び作業計画	安衛則第517条の14
引倒し等の作業の合図	安衛則第517条の16

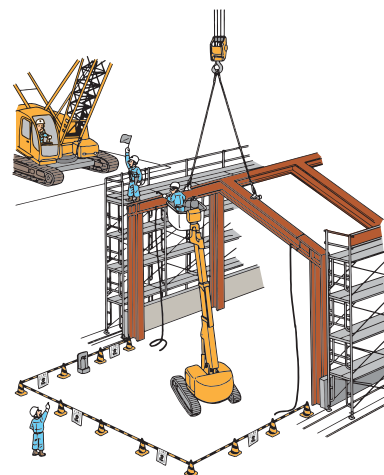
(鉄骨等の解体)

**第133条** 会員は、鉄骨等の解体の作業を行う場合には、その一端をつり、又は支持して上げ下ろしの作業を行わなければならない。

## 解 説

第133条は、自主基準である。

本条は、鉄骨等の解体作業で、鉄骨等部分を溶断等で切り離す場合、その作業中に鉄骨等の不意の落下、倒壊等による労働災害のおそれがあるため、予め、鉄骨等の解体断面を支持し、また、切り離された解体断面を適正位置に安定した状態で仮置くため、一端をつり、又は支持して上げ下ろしの作業を行うことを定めている。



### ☆用語の意味☆

- ・ 鉄骨等の「等」には、鉄骨鉄筋コンクリート、プレキャストコンクリートブロック、橋梁桁などがある。

第133条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
調査及び作業計画	安衛則第517条の14

(合図者の指名)

**第134条** 会員は、解体した部材等を上げ下ろしする場合には、あらかじめ、合図者を指名し、その者に合図を行わせなければならない。

## 解 説

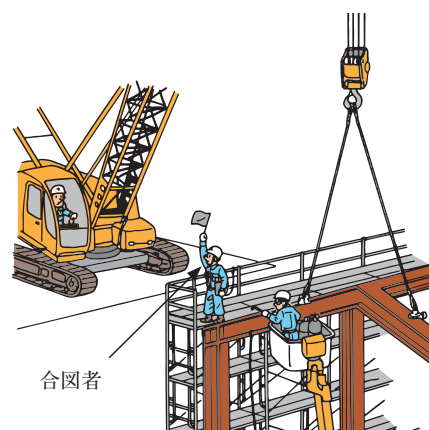
第134条は、自主基準である。

本条は、解体した部材等を上げ下ろしする場合、上げ下ろしに関係する者の合図の不徹底により労働災害が発生することがないように、合図者を指名し、合図を行わせることを定めている。

合図の方法はあらかじめ定め、関係者に周知を図ることは当然に必要なことである。

合図者以外の者が合図することがないようにしなければならない。なお、安衛則第164条第3項、クレーン則第25条、第71条において、荷のつり上げ等の作業をする場合は、本条と同等に合図者を指名する等の定めがある。

解体した部材等の上げ下ろしをする周辺は、関係作業員以外は立入禁止にする。



### ☆用語の意味☆

- ・ 「解体した部材等」の「等」には、設備類があるが、解体に使用する建設機械、工具類なども含まれる。

### 第134条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
調査及び作業計画	安衛則第517条の14
引倒し等の作業の合図	安衛則第517条の16
主たる用途以外の使用の制限	安衛則第164条第3項
運転の合図	クレーン則第25条、第71条



## 第5節 飛来・落下による危険の防止

(幅木等)

**第135条** 会員は、材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ10cm以上の幅木、メッシュシート又は防網等を設けなければならない。ただし、作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合又は臨時に幅木等を取り外す場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

**2** 会員は、材料等を仮置きする場合は、材料等をロープ掛け、シート掛け等の措置を実施することにより、材料等の飛来・落下を防止しなければならない。

### 解 説

第135条第1項は、安衛則第537条、第538条、第563条第1項第6号と同等の定めである。

安衛則第563条第1項第6号は、足場（一側足場を除く）における高さ2m以上の作業場所における定めであるが、本条第1項は、このような場所や高さを限定せずに、例えば通路上などを含め、材料等の落下による労働災害を防止するため、材料等が落下するおそれのある箇所に対し、作業床の端に高さ10cm以上の幅木、メッシュシート又は防網等を設けなければならないことを定めている。

また、幅木等を設けることが困難な場合や幅木等を臨時に取り外す場合においては、立入区域を設定することを定めている。

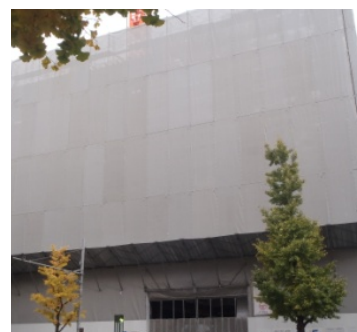
立入区域を設定するとした理由は、材料等の落下の範囲を限定することが難しくその範囲が広範囲になることを考慮し、立入区域を設定することとしている。

第2項は、自主基準であり、高所に限定することなく、材料等を仮置きする場合は、強風、人為的・機械的な外力の作用などで、材料等が飛来・落下することがないように、材料等をロープ掛け、シート掛け等し、飛来・落下を防止することを定めている。

なお、第1項又は第2項の措置を施した場合においても、周辺作業者に保護帽を使用させることは必要な措置である。

### ☆用語の意味☆

- ・ 「材料等」の「等」には、機械類、不要物類などがある。
- ・ 「飛来・落下」には、材料等が飛散することを含む。
- ・ 「防網等」の「等」には、解体工事において足場に設ける防音パネル等が含まれる。
- ・ 「ロープ」には、ワイヤロープ、繊維ロープなどがある。
- ・ 「ロープ掛け等」の「等」には、シートで覆う、容器に入れ容器を固定する方法などがある。



第135条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
物体の落下による危険防止	安衛則第537条
物体の飛来落下による危険防止	安衛則第538条
作業床等	安衛則第563条

本節に関連する建災防頒布の参考図書

図 書 名
「足場組立て等工事の作業指針」 「改訂版 足場の組立て等作業の安全—能力向上教育用テキスト—」 「新版 足場の組立て等作業従事者必携（特別教育用テキスト）」 「ビル建築工事の安全」

(防護柵、防網等)

**第136条** 会員は、材料等が飛来・落下するおそれがある箇所には、次の各号に掲げる事項を満たす防護柵（朝顔）、防網等を設けなければならない。

- (1) 著しい損傷、変形、腐食等がないこと。
- (2) 堅固な取り付け状態にあること。
- (3) 継ぎ目はすき間がないこと。

## 解 説

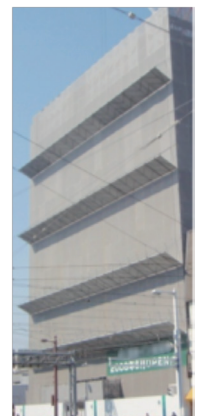
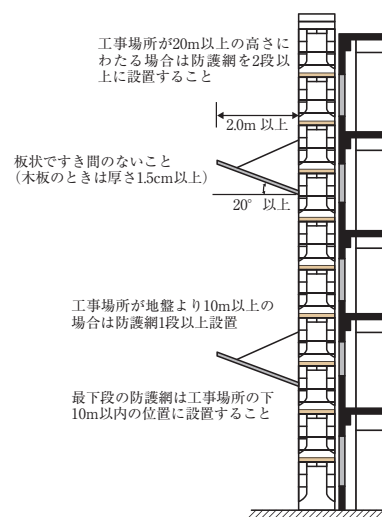
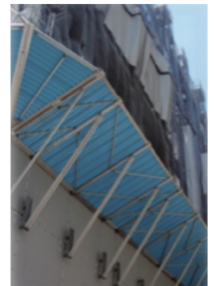
第136条は、自主基準であり、材料等の落下による労働災害のみならず公衆災害を防止するため、防護柵（朝顔）、防網等を設けることを定めている。

防護柵、防網等は、損傷、変形、腐食等や、すき間のないものであることと、その取り付け状態の不良は飛来・落下物を受け止めることができなくなるので、堅固な取り付けをすることを定めている。

防護柵は、①建築工事の部分が地盤から10m以上の高さの場合は1段以上、20m以上の高さのときは2段以上設けること、②はね出し長さ2m以上とすること、③水平面とのなす角度は20度以上とすること、④柵はすき間なく、木板にあっては厚さ1.5cm以上とすることなどが、「建築工事等の工事現場における落下物による危害を防止するための措置に関する指導基準（昭42.11.20建設省住指発第333号）、建築工事安全施工技術指針」などに定められている。

防網等については、垂直に設ける場合、水平に設ける場合があるが、①全てのはとめを使って構造物に緊結すること、②つなぎ合わせるときはすき間のないようにすること、③網目の大きさは小さいもの（1.8cm程度）にすること、④取り付け綱をつかい堅固に取り付けること、などが必要である。

また、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日改正 国土交通省告示第496号）では、「施工者は、資材の搬出入、組立て、足場の設置、解体時の材料、器具、工具等の上げ下ろし等、落下物の危険性を伴う場合においては、交通誘導警備員を配置し一般交通等の規制を行う等落下物による危害をするために必要な措置を講じなければならない。」とされている。



### ☆用語の意味☆

- ・ 「材料等」の「等」には、機械類、不要物類などがある。
- ・ 「防網等」の「等」には、落下防止のためのメッシュシート、帆布、建築工事用垂直ネットなどがある。
- ・ 「損傷、変形、腐食等」の「等」には、紫外線の影響等による劣化、溶接火花による焼損、網目のほつれなどがある。

#### 第136条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
物体の落下による危険防止	安衛則第537条
物体の飛来落下による危険防止	安衛則第538条
作業床等	安衛則第563条
落下物に対する防護	建築基準法施行令第136条の5
防護柵	建設工事公衆災害防止対策要綱

(上下作業)

**第137条** 会員は、落下物防止のための措置が講じられていない場所では、上下作業をさせてはならない。ただし、作業の性質上やむを得ない場合には、作業間の連絡調整を徹底させるとともに、部材、工具等を落下させないように、作業者につり綱、つり袋等を使用させなければならない。

## 解 説

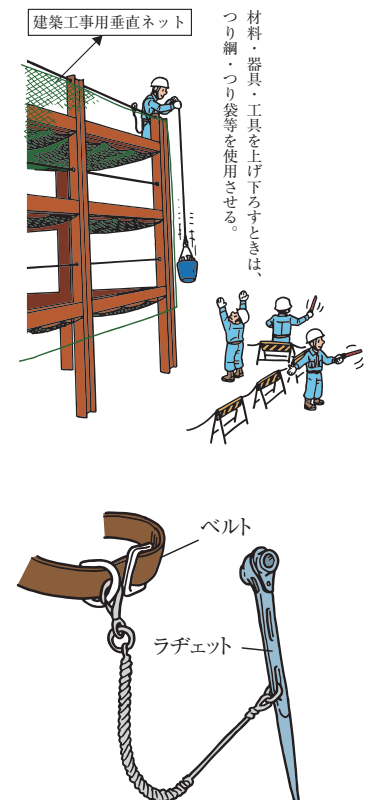
第137条は、自主基準であり、落下物防止のための措置が講じられていない場所におけるすべての上下作業を原則として禁止している。

ただし、材料等を上下関係で受け渡しする場合などで、作業の性質上やむを得ない場合は、合図や受け渡し方法、声掛けなどの上下作業間の連絡調整を徹底させ、かつ、部材、工具類を落下させないように、作業者につり綱、つり袋等を使用させることを定めている。

作業間の連絡調整事項としては、荷の取り込み方法、上下作業になる際の両者の声掛け等の合図方法の徹底がある。

材料の取り込みなどにおけるつり綱、つり袋等の使用については、安衛則において、型枠支保工組立て等作業、切りばり等作業、足場の組立て等の作業、鉄骨組立て等作業、木造建築物組立て等作業、コンクリート造工作物の解体等の作業、鋼橋・コンクリート橋架設作業などでの使用について定められている。

本条は、安衛則上のこれらの作業以外の作業についても、作業の性質上やむを得ず上下作業となる場合は、作業者につり綱、つり袋等を使用させることとしている。



## ☆用語の意味☆

- ・ 「つり袋等」の「等」には、つり綱（もっこなど）、工具類の落下防止ホルダーなどがある。

第137条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
つり綱、つり袋の使用に関連する条文	安衛則第245条、第372条、第517条の3、第517条の7、第517条の11、第517条の15、第517条の21、第564条など

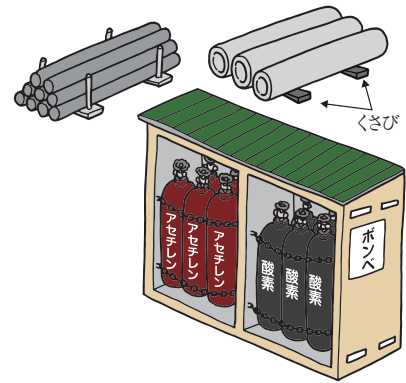
(ロープ、支え杭等の使用)

**第138条** 会員は、荷崩れし、又は転がりやすい材料等を仮置きする場合には、仮置きする場所を指定し、ロープを掛け、支え杭を設ける等の措置を講じなければならない。

## 解 説

第138条は、自主基準であり、荷崩れ・転がり等しやすい材料等の仮置きによる崩壊等の危険防止のため、これらの材料等を仮置きする場合は、予め定められた仮置き場所に、ロープ掛け、支え杭を設ける等の措置を講じて仮置きすることを定めている。

これら材料等の仮置きや、仮置き材料等の取りだしは、お互いの重量をお互いが支え合った状態となっており、崩壊しやすい状態にあるといえるので、これらの作業は関係者以外を立入禁止にし、荷崩れによる下敷き転倒、転がりによるはさまれなどの労働災害の発生がないよう、声を掛け合い、つり上げ時には仮置き材料から離れることが必要である。



### ☆用語の意味☆

- ・ 材料等の「等」には、ボンベなどがある。
- ・ 支え杭を設ける等の「等」には、歯止め、チェーン掛け、ラックに入れる、シートで覆いロープで固定するなどがある。

第138条と安衛法令等の関係

区 分	安衛法令等
ガス等の容器の取扱い	安衛則第263条
はいの崩壊等の危険の防止	安衛則第432条
立入禁止	安衛則第433条